

裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name and Address]

処 分 庁

[Redacted Office Name] 所長

審査請求人が、平成24年10月5日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成24年8月30日付けで行った生活保護法に基づく保護変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成24年8月30日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活

保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分4件の取り消しを求めるものと解される。

## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

保護費を減額されたことは不当である。

## 第2 当庁が認定した事実及び判断

### 1 当庁が認定した事実

(1) 平成22年7月5日、処分庁にて、請求人の生活保護が開始されたこと。

(2) 平成24年8月30日付けで、処分庁は、「障害者加算（3級）の削除」を理由として同年6月1日より変更を行う保護変更決定処分（以下「本件変更決定1」という。）を行い、請求人に対し、過払繰越金17,890円が生じる旨通知したと。

処分庁は、本件変更決定1と同日付けで、「遡及による精算処理」を理由として同年7月1日より変更を行う保護変更決定処分（以下「本件変更決定2」という。）を行い、請求人に対し、6月分で生じた17,890円を収入認定し、7月分の収入認定と併せて35,780円の過払繰越金が生じる旨通知し、また、同様の理由で同年8月1日より変更を行う保護変更決定処分（以下「本件変更決定3」という。）を行い、請求人に対し、7月分で生じた35,780円を収入認定し、8月分の収入認定と併せて53,670円の過払繰越金が生じる旨通知したと。

さらに、処分庁は、「障害者加算（3級）の認定」「移送費

（医療扶助）計上」を理由として同年9月1日より変更を行う保護変更決定処分（以下「本件変更決定4」という。）を行い、請求人に対し、基準生活費138,590円から8月分の過払繰越金53,670円を収入充当額として差し引いた84,920円を保護費扶助額として請求人に支払う旨の通知を行ったこと（以下、本件変更決定1ないし4をまとめて「本件変更決定」という。）。

(3) 平成24年10月19日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、以下の趣旨の記載があること。

ア 請求人については広汎性発達障害にてクリニック通院中であり自立支援医療も適用中の単身世帯として、平成22年7月5日から保護を開始している。

イ 平成23年12月に精神障害2級の保健福祉手帳が提出され、また障害基礎年金の受給権があることを確認した。そのため障害認定日の翌月である平成24年1月から受給するべく、診断書を取得するよう指導していた。

ウ ところが請求人がクリニックの相談員まかせにしたのが原因で遅れてしまい、診断書記入が平成24年5月1日となって連休明けに処分庁へ送付されてきた。それを受けて処分庁は平成24年6月1日付障害者加算を計上するため5月23日起案及び決裁処理をした。

エ ところがその後、年金調査員から診断書項目中の障害の状態の日付が障害認定日から3カ月以内になっていないとの連絡があった。日付の訂正作業が必要であるため、担当ケースワーカーはクリニックに診断書を返送し、請求人に事情説明を行った。ところがクリニックからはなかなか送付されず、7

月24日に請求人からのメールが届いたので、担当ケースワーカーが7月30日にクリニックを訪問した。しかしまだ訂正していなかったため診断書を受け取ることができなかった。そしてようやく8月7日に、請求人に年金調査員が付き添って申請することができたものである。

オ 担当ケースワーカーは8月15日に居宅訪問を実施。請求人に6月からの加算計上ができなかったことと、これによって生じる差額を精算する必要があることを説明した。担当ケースワーカーは請求人からは了承を得たと判断し17日に加算削除、それによって生じる過払い分（17,890円×3カ月＝53,670円）の繰越認定及び9月1日付障害者加算の再計上をおこなった。またこの日には請求人から父親と縁を切りたいので母親の住む■■■■へ引っ越したいとの相談を受けている。担当ケースワーカーは、この理由では自費での転居となることを説明した。結果として請求人は平成24年9月20日に転出し、同日■■■■で保護申請をおこなっている。

カ 請求人のように障害基礎年金の受給権を有するものの障害者加算の計上については、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知）にのっとり、年金の裁定が申請中である必要がある。もともと担当ケースワーカーとしては請求人への平成24年2月10日の手紙であるように、申請まで遅滞無く手続きが進めば、1月からの計上を考えていた。ところが提出されたのは5月である。これだけ期間が空けば、原則どおり申請の翌月からの計上となる。

キ また、平成24年6月に送付されていた診断書を返送して訂正をしようとした目的は、障害認定日から3カ月以内であれ

ば認定日の翌月から年金が支給されるためである。（そうしなければ申請日の翌月からの起算となり保護の補足性の原理に反する）返送にあたっては、担当ケースワーカーからクリニックにその趣旨を説明し、請求人にも状況説明をしている。結果としてまたもや遅れたことは、速やかに診断書を訂正しなかったクリニックの怠慢であるし、週に1回は通院している請求人がクリニック任せにして、行動しなかった責任もある。

ク 担当ケースワーカーは転出日が迫っているので加算過払分の一括精算は、やむをえないと判断したが、加えて平成24年8月23日に請求人の母親が来所。その時に請求人の保護費支払口座の残高が20万円以上あることを持参の通帳で確認した。そのため新住居確保の後も10万円程度は残るので、保護費と合わせれば9月分生活費の遣り繰りはできると推定したものである。

(4) 弁明書と同時に提出のあった証拠書類から下記の内容が認められること。

ア 請求人の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳の写しには、交付日が平成23年10月26日、障害等級が2級との記載があること。

イ クリニックによる請求人の診断書の写しには、初めて医師の診療を受けた日が平成22年6月11日である旨の記載があること。また、同書の写しには、請求人の障害の状態の記載があるが、その現症の日付が平成24年5月1日から同年3月6日に訂正されていること。

ウ 前記(3)の方に記載のある「請求人への平成24年2月10日の手紙」には、「請求人の障害年金についての書類を平成

24年2月6日にクリニックに送付しております。その書類が処分庁に返ってきてからの算定処理となります。まだ担当ケースワーカーの手元に書類が返ってきていないため、3月分保護費への計上ではなく4月分保護費への計上になると思われる。請求人のクリニックの初診日が平成22年6月11日であるため、そこから1年6ヶ月を経過した平成23年12月の翌月である平成24年1月分から加算の計上が可能となります。」との記載があること。

エ 請求人に関するケース記録票には、平成24年8月17日の記録として、「本来、障害者加算の削除については、平成24年7月1日付けとし、同年6月分障害者加算17890円については、法第63条処理で行うことが適当であるが、請求人が転出予定であることから過支給については9月分保護費で繰り越し精算する。」との記載があること。

(5) 平成24年10月29日付けで、請求人が審査庁に提出した反論書には、以下の趣旨の記載があること。

ア 8月15日にケースワーカーが訪問に来たと書いてあるが、来ていないし1月から年金を受給するよう診断書を取得するよう指導していたと書いてあるが診断書を持ってこいとは言われたことがない。

イ 8月の終わりに処分庁から送られた書類で53,670円保護費が減らされるとはじめて知って何回か処分庁に抗議したが一向に53,670円が返ってこなかったので審査請求をした。

## 2 判 断

(1) 障害者加算については、生活保護法による保護の基準（昭

和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号) 別表第 1 第 2 章の 2 障害者加算の (2) のイは、「障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者 (症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。

なお、          市内 (1 級地) における上記障害者加算イの額は、17,890 円であること。

- (2) また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知) 第 7 の 2 の (2) エ障害者加算 (ア) において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと」と定められており、また、(ウ) において、「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと」と定められている。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳による障害者加算については、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成 7 年 9 月 27 日付け社援保第 218 号厚生省社会・援護局保護課長通知) 1 の (1) にて、「1 障害基礎年金の受給権を有する者の場合」「(1) 障害の程度の判定は原則として障害基礎年金 (以下「年金」という。) に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳 (以下「手帳」という。) を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過して

いる場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている。

(4) 局長通知第10の2の(8)には、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月及びその前月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と定められている。

(5) 本件についてみると、前記第2の1の(2)ないし(4)の認定事実のとおり、処分庁は請求人に対し、障害基礎年金の受給申請に必要な医師の診断書を取得するよう指導し、平成24年5月に当該診断書を受け取ったため、前記(2)に従い、その翌月の6月より前記(1)の障害者加算を計上することとしたが、診断書に記入されている請求人の障害の状態の日付が、障害基礎年金の受給申請を行うにあたって誤っていたため、その日付の訂正を当該医師に依頼し、訂正された診断書により同年8月7日に障害基礎年金の受給申請が行われたことを確認した。そのため、前記(2)に従い、その翌月の9月より前記(1)の障害者加算を再計上するに当たり、6月から当該障害者加算を削除する本件変更決定1を行い、それによって生じる6月分から8月分までの3ヶ月分の過払い分を繰越認定するため、本件変更決定2ないし4を行い、9月分の保護費扶助額について、基準生活費138,590円から8月分の過払繰越金53,670円を収入充当額として差し引いた84,920円を算定したことが認められる。

(6) しかしながら、前記(4)のとおり、遡及変更限度を、確認月及びその前月までの2ヶ月分とされており、本件においては、障



害基礎年金の受給申請が行われたことが確認されたのが8月であることから、遡及変更の限度は、その前月である7月分までであるところ、処分庁は6月分についても遡及して収入充当額の計上を行っていることから、この点について、本件変更決定に誤りが認められる。

(7) 処分庁は、遡及変更限度を越えて発生した返納額については本来、法第63条により処理すべきであることを認識しているものの、本件においては、請求人が平成24年9月に転居することを考慮して、やむをえないと判断し、これに加えて請求人の保護費の残高を確認し、9月分生活費の遣り繰りはできると推定した旨主張する。しかしながら、前記(4)に定める遡及変更限度については、実施機関の裁量により変更できるものではなく、処分庁がやむをえないと判断したとしても、6月分を遡及して収入認定できるものではなく、その分については、本来、法第63条により処理すべきであることから、請求人の主張は、理由がない。

(6) したがって、本件変更決定については、その手続き及び判断について瑕疵があるというほかなく、取り消すのが妥当であると判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成25年2月14日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎

